

提供年月日	令和6年7月1日
担当部課	環境経済部環境課
担当者	高田、小松
連絡先電話番号	077-587-6003

### 熱中症特別警戒情報の周知について

2018年に気候変動適応法が施行され、2021年度には熱中症警戒アラートが全国で運用開始されています。熱中症の危険性がさらに高まる中、同法の一部改正があり、「熱中症特別警戒情報」が創設され、発令時には市町村に市民等に情報伝達を行うことが義務付けられたことから下記の方法で周知します。

また、暑熱避難施設についても指定制度を創設されたことから下記のとおり開設します。

#### 【発令時の対応】

- ①市民への情報周知 → ホームページ、LINE、メール、防災無線で呼びかけ
- ②情報の伝達 → 各課等へ連絡系統図で伝達
- ③暑熱避難施設の開設 → 健康福祉センター 8:30 から 18:00 まで  
各学区コミュニティセンター（きたのを除く）  
開館日の9:00 から 17:00 まで

- ・環境課：各課等へ連絡、ホームページ掲載、暑熱避難施設への応援
- ・危機管理課：LINE、メール、防災無線で呼びかけ
- ・各課等：関係団体、管理施設等に連絡
- ・健康推進課：暑熱避難施設（健康福祉センター）の開設

#### 【熱中症特別警戒情報とは】

気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に発表されるものです。

自助を原則として、個々人が最大限の熱中症予防行動（室内等のエアコン等により涼しい環境で過ごすこと）を実践するとともに、エアコンを使用できない方々が冷房の効いた空間に避難できるようにすることや運動、外出、イベント等の中止・延期が推奨されます。

○都道府県内における、全ての暑さ指数（WBGT）情報提供地点で、翌日の最高暑さ指数が35以上に達すると予測される場合

- ・発表単位 = 都道府県単位
- ・発表時刻 = 前日の午後2時
- ・運用期間 = 4月第4水曜日から10月第4水曜日まで
- ・伝達経路 = 気象庁→環境省→滋賀県健康しが推進課  
→野洲市環境課→野洲市各課等→市民、関係団体等

※環境省からは報道機関を通じて一般へも周知

※WBGT＝暑さ指数：Wet Bulb Globe Temperature 湿球黒球温度

（湿度70%、日射・輻射熱20%、気温10%で算出される指標）

#### 【その他】

- ・これまでに日本国内において発令されたことはありません。
- ・2012～2021年の暑さ指数過去最高値34 = 2020年8月11日 埼玉県
- ・次年度以降、全国的な発令頻度や避難者数等を考慮した対応を適宜検討します。